

# 濃度計量証明書

日環科 W1J34-1132-2 号  
令和 8 年 2 月 2 7 日

ジークライト株式会社 殿

計量証明事業登録番号  
〒990-2346 山形市高  
TEL 023(644)6900  
日本環境科学  
代表取締役



環境計量士 安達  
登録番号 第7847号

令和8年2月4日に御依頼がありました試料の計量結果を、次のとおり証明します。

## 採取時の記録事項

試料名	放流水	試料区分	排 水
採取場所	米沢市大字板谷 エコポート最終処分場	試験区分	水 質 試 験
採取日時	令和8年2月4日 9時45分	採取者	自 社 採 取
天 候	前日 ー 当日 晴	気温	14.0 ℃
		水温	23.4 ℃

## 計 量 結 果

計 量 の 対 象		計 量 結 果	定量下限値	計 量 方 法
大腸菌数(*)	CFU/mL	0	-	厚・建令1 別表1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類)	mg/L	1未満	1	JIS K 0102-1 22.3及び附属書D(参考)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	1未満	1	JIS K 0102-1 22.3及び附属書D(参考)
フェノール類含有量	mg/L	0.05未満	0.05	JIS K 0102-4 5.2.3
銅含有量	mg/L	0.005未満	0.005	JIS K 0102-3 11.6
亜鉛含有量	mg/L	0.05未満	0.05	JIS K 0102-3 12.5
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1未満	0.1	環告64(S49)付表2
溶解性マンガン含有量	mg/L	1.3	0.1	JIS K 0102-3 15.5
クロム含有量	mg/L	0.005未満	0.005	JIS K 0102-3 24.2.5
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8未満	0.8	JIS K 0102-2 5.2及び5.4
窒素含有量	mg/L	13	0.1	JIS K 0102-2 17.2
燐含有量	mg/L	1.0	0.1	JIS K 0102-2 18.4.1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	0.003	JIS K 0102-3 14.5
シアン化合物	mg/L	0.1未満	0.1	環告59(S46)付表1
有機リン化合物	mg/L	0.1未満	0.1	JIS K 0102-4 7.2
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム化合物	mg/L	0.02未満	0.02	JIS K 0102-3 24.3.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	JIS K 0102-3 20.5
水銀及びアルキル水銀その他の水銀の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	環告59(S46)付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	環告59(S46)付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0003未満	0.0003	環告59(S46)付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.01	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.01	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満	0.02	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.002未満	0.002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満	0.02	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満	0.04	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3未満	0.3	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満	0.006	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002未満	0.002	JIS K 0125 5.2
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05未満	0.05	環告59(S46)付表7
チウラム	mg/L	0.006未満	0.006	環告59(S46)付表5
シマジン	mg/L	0.003未満	0.003	環告59(S46)付表6.1
チオベンカルブ	mg/L	0.02未満	0.02	環告59(S46)付表6.1
ベンゼン	mg/L	0.01未満	0.01	JIS K 0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	JIS K 0102-3 26.4
ほう素及びその化合物	mg/L	2	1	JIS K 0102-3 5.6
ニッケル	mg/L	0.02未満	0.02	JIS K 0102-3 18.5
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(*)	mg/L	12	1	環告64(S49)
備 考		(*)印は、計量法第107条で定める計量証明の対象ではない。		